職員の給与等に関する報告について

岩手県人事委員会委員長談話(令和2年11月12日)

本日、岩手県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告を行いました。

(給与勧告の基本的考え方)

1 本年は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、民間給与実態調査 を例年より時期を遅らせた上で2回に分けて行いましたが、ボーナス等に関する 調査は先行して実施し、その結果をふまえ、先月、職員の期末手当及び勤勉手当 については、改定をしないことが適当である旨報告したところです。

県内においても広く社会・経済活動が大きな影響を受けている中にもかかわらず、各調査対象事業所におかれては、訪問調査への対応を含め、この調査に対し、御理解・御協力をいただいたところであり、あらためて、心から御礼を申し上げます。

2 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視するとともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってきました。

(本年の月例給の改定)

3 実地調査を行った月例給等について、職員と民間がほぼ均衡していることから、 職員の月例給を据え置くことが適当と判断しました。

(公務運営に関する事項)

4 この他、有為な人材の確保や長時間勤務の解消、両立支援の推進、高齢層職員の能力及び経験の活用等の公務運営に関する事項について報告を行いました。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、 給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務 条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

令和2年11月12日

岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司